

西多摩医師会報

第 68 号 昭和 53 年 5 月



多摩の四季 撮影 近藤友好

目 次

社会保険診療報酬課税特例の 改廃問題について……高水武夫…… 2	文芸欄 夜の福生昔ばなし…… 池田 聖…… 10
第 153 回東京都医師会 代議員会に出席して……瀬戸岡進…… 6	談話室 気にならないようで 気になる話…… 松田三樹雄 …… 12
6～9ヶ月乳児健診 各ブロック会の意見……… 7	第 4 回 西医ゴルフ研修会……… 13
理事会報告……… 8	第 78 回 西多摩医師会ゴルフ大会……… 14
	医師会日誌……… 14
	あとがき……… 15

社会保険診療報酬課税特例の改廃問題について

高水武夫

最近医師に対する税法上の特別措置についての「マスコミ」は勿論のこと国会に於ても論議の「お題目」みたいになって来ておる現況をふまえて、我々開業医としても之れに対する対策を考えておかねばならないと存じます。一方診療報酬課税の特別措置がどうして生れたかを知らないで大騒ぎしておる人々が大多数と思われまますので、我々としてもその啓蒙に努力することも大切と考えられます。

診療報酬特別措置がどうして生れたかを今一度我々もふり返って考えてみる必要があると思われまます。政府が当時医療費をそれ程引上げずに社会保険を普及させたいと云う政治的意図のもとに設けられたもので、税制と医療保険ないし医療制度がからまった形で発足し現在迄20余年が経過したものが事実であると考えられます。現時点において税制からみれば医療費の「尻ぬぐい」を税で面倒みるのは「すじ違い」と云うかも知れないが、我々診療側からみれば医療保険の分立からくる無駄を是正しないまま、又医療の公共性からくる各種制約の存在が一般大衆に十分理解されないうまゝ、税の問題だけを取り出されているのに不満を禁じ得ないのである。

問題の解決には早急に医療制度の抜本改正を実施し国民の医療制度を正しい姿にすることが先決問題と考えられます。

昭和53年度税制改正大綱の要旨では「備考」として社会保険診療報酬課税の特例の是正のための所要の法的措置については別途検討するとなっており。村山大蔵大臣もこの特例は昭和53年度は存続と決定しておりますが、昭和54年度以降については、政府および自民党の税制調査会の専門家による検討が始まっているので、その答申を待って妥当な結論を得たいと言明しておりますのが現況でありますので、診療報酬課税の特別措置は、昭和54年以降は何等かの変化があると考へられます。我々開業医にとっては重大問題であり、医師会としても之に対応すべき方策を考へておかねばなら

ないと思ひます。その一方法として私は「みなし法人課税制度」が如何なるものであるかを開業医は知っておく必要があると思われまますので、その制度の概要を国税局の某高官が述べたことを引用して会員の皆様にお知らせし、この際認識を深めて戴きたいと存じます。

私が約6年前にこの「西多摩医師会報」上にて若し社会保険診療報酬課税の特例が廃止になったら、我々はどうしたらよいのかと云う問題で我々開業医にも法人的制度が出来て、我々開業医自身、並に朝早くから夜遅くまで身を粉にして手傳って居て下さる家族の人達に適当な俸給を支拂ひ、法人の如く源泉税で処置したならば、我々開業医には高額所得者は居なくなり「マスコミ」の攻撃材料にもならないのだ、その制度が早く出来ることを願っておると書きましたが、現在制度化されましたので我々開業医としては若し28%問題が改廃になったら、この「みなし法人制度」を取入れるべきだと考へます。

みなし法人課税制度

(I) 制度の概要

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営む人については、所得税額の計算上、個人の事業経営者に事業主報酬を支払うことを認め、その報酬が給与所得とされるなど、法人の課税方法と同じような「みなし法人課税」が選択出来ることになっています。この制度は事業主報酬の支払いが認められることから、事業主報酬制度とも呼ばれています。

この制度の主な仕組みは次の通りです。

- ① 事業所得と不動産所得に対する所得税は、これらの所得の合計額から事業主報酬額を差し引いた残額であるみなし法人所得額に法人税の税率を適用して計算します。
- ② 事業主報酬額については、給与所得の収入金額とみなし、給与所得控除額を差し引いた

残額を給与所得の金額とし、税引後のみなし法人所得額については、配当所得の金額として、これらの所得の金額を事業所得や不動産所得以外の他の所得の金額と合算したところで、一般の方法で、個人課税所得額に対する税額を計算します。

- ③ ①で計算した税額であるみなし法人所得税額と、②で計算した税額である個人所得税額との合計額を所得税として納付します。

(II) みなし法人課税を選択出来る人

みなし法人課税を選択出来る人は、青色申告者のうち、

- ① 事業所得者や
② 事業といえる程度の規模で不動産の貸付けを行っている不動産所得です。

なほ、建物の貸付けが事業といえる程度の規模で行われているかどうかは、社会通念上、事業と称するに足る程度の規模で、建物の貸付けを行っているかどうかで判定すべきです。

しかし、次のいずれかに該当する場合や、賃貸料の収入の状況や貸付資産の管理の状況などからみて、これらの場合に準ずる事情があると認められる場合には、特に反証がない限り、事業として行われているものとされます。

- ① 貸間やアパートなどについては、貸与することが出来る独立した室数がおおむね十以上であること。
② 独立家屋の貸付けについては、おおむね五棟以上であること。

(III) みなし法人課税を選択するための手続き

みなし法人課税を選択するためには、みなし法人課税の適用を受けようとする最初の年の前年十二月三十一日までに、「みなし法人課税選択の届出書」を税務署に提出しなければなりません。ただし、年の中で新たに開業した場合には、その開業の日から2ヶ月以内に届け出れば、開業の年分からみなし法人課税を選択することが出来ます。

なほ、みなし法人課税選択の届出書には、次の事項などを記載することになっています。

- ① みなし法人課税を選択する旨
② 事業主がその事業から受ける報酬の額として定めた額（事業主報酬年額）

- ③ 事業主報酬年額の十二分の一に相当する額である月割事業主報酬額について、毎月の支拂記帳をすることとした日（支払経理の日）

(IV) 事業主報酬年額の変更などの手続き

すでに届け出ている事業主報酬年額や毎月の支払経理の日を変更しようとするときは、その変更しようとする年の前年十二月三十一日までに「事業主報酬の変更の届出書」を税務署に提出しなければなりません。またみなし法人課税の選択をやめようとする年の前年十二月三十一日までに、取りやめの届出書を税務署に提出しなければなりません。

現行の規定では、みなし法人課税制度は昭和53年分までとなっていますが、取りやめをしますと、その後改めてみなし法人課税を選択することは出来ません。

注：昭和53年度国会に於てみなし法人課税制度は5ヶ年間延長となりました。

(V) 事業主報酬年額の取扱い

事業主報酬年額は、みなし法人課税選択の届出書や事業主報酬の変更の届出書により、事業主が事業から受ける報酬の年額として、あらかじめ税務署に届け出ている額です。

事業主報酬の内、次に掲げる事項などに照らして、その事業から受ける報酬の額としては、不相当に高額な部分の金額を過大報酬額と言い、過大報酬額に対しては、前記Iで説明した税額のほか、特別に税額が加算されることになっています。

- ① その事業の種類や規模、その収益の状況
② 使用に対する給料の支給状況
③ 事業の規模が類似する同業種の法人の代表者に対する報酬の支給状況

(VI) 月割事業主報酬の取扱い

月割事業主報酬については、みなし法人課税選択の届出書や、事業主報酬の変更の届出書に記載して届け出ている支払経理の日（毎月一定の日）に帳簿に支払いの記帳をし、その日に給与の支払いがあったものとして、所得税の源泉徴収をしなければなりません。

また、事業主報酬については、年末調整をしないこととなっていますが、みなし法人課税を選択した青色申告者は、必ず確定申告をしなけ

(4)

ればならないことになっていますので、源泉徴収された所得税は確定申告の段階で精算されます。

(VII) みなし法人課税を選択した場合の事業所得の金額などの計算

みなし法人課税を選択した場合の事業所得の金額や不動産所得の金額は、通常の方法で計算した金額ですが、青色申告控除額は差し引くことは出来ません。

(青色申告控除額は通常10万円)

設 例

みなし法人課税を選択している青色申告者Aの52年分の所得などの状況は次の通りである。

不動産所得の金額	500,000円
事業所得の金額	6,000,000円
事業主報酬の年額	4,800,000円

なほ青色申告の特典は、青色申告控除を除き、上記の所得の金額に折り込み済みである。

一計算

みなし法人所得額の計算

$$\begin{aligned} & (\text{不動産所得}) \quad (\text{事業所得}) \quad (\text{事業主報酬}) \\ & 500,000 + 6,000,000 - 4,800,000 \\ & = 1,700,000 \end{aligned}$$

(注) 青色申告控除額10万円は差し引けない

(VIII) みなし法人所得の赤字の処理

事業所得と不動産所得の合計額から事業主報酬額を差し引いた残額が赤字である場合、その赤字を『みなし法人損失額』と言ひます。みなし法人損失額は、翌年以後五年間に繰り越して翌年分以後の黒字のみなし法人所得額から差し引くか、あるいは前年に繰り戻して、前年分のみなし法人所得額に対する税額の還付を受けることも出来ます。ただし繰り戻しますと、繰り戻した部分の損失額は繰り越すことは出来ません。

なほ、みなし法人損失額は、事業主報酬の給与所得やみなし法人の配当所得、その他の個人の所得からは差し引けません。

(IX) みなし法人課税による個人課税所得額の計算

みなし法人課税を選択した場合の個人課税所得額を計算するに当たり、事業所得や不動産所得、給与所得、配当所得については、次によります。

① 事業所得や不動産所得

個人課税所得には含めませんが、しかし不動産業者の分離課税とされる土地等の事業所得は個人課税所得になります。

② 給与所得

事業主報酬年額を給与所得の収入金額として、給与所得控除額を差し引いて計算します。なほ、ほかに通常の給与所得の収入金額がある場合には、これと合算したところで給与所得控除が適用されます。

③ 配当所得

みなし法人所得額に72%を乗じて計算した金額を配当所得の収入金額とします。ただし、みなし法人所得額のうち700万円を超える部分については、60%を乗じたものです。

この金額が税引後のみなし法人所得額です。

((I) の②参照)

(X) みなし法人所得額に対する税率

みなし法人所得額に適用する法人税の税率は、税引後のみなし法人所得額が全額配当されるものとして計算するため、23.9% (みなし法人所得額の700万円を超える部分については34.1%) とされています。

(XI) みなし法人課税を選択した場合の主な注意事項

みなし法人課税を選択した場合に、個人課税所得額に対する税額に対する税額の計算上差し引かれる金額は、配当控除や住宅取得控除など、一般の場合の税額控除額や災害減免額と同じですが、次の点に注意して下さい。

① みなし法人の配当所得についても、通常の配当所得と同じように配当控除が受けられません。

② 災害減免の減免割合の基礎になる所得金額は個人課税所得額で計算し、その減免は個人所得税にだけ適用され、みなし法人所得税はその対象になりません。

(注) 災害の減免の減免割合とは、災害で住宅または家財がその価額の半額以上に及

ぶ損害を受け、しかも所得金額が400万円以下の人が、所得税額の軽減または免除を受けられる割合であり、次の通りです。

所得金額が

- ① 200万円以下の場合………全額の免除
- ② 200万円越超 300万円以下の場合………50%の軽減
- ③ 300万円超 400万円以下の場合………25%の軽減

③ これらの税額控除額は、個人所得税額から引ききれない場合でも、みなし法人所得税額からは差し引くことは出来ません。

設 例

みなし法人課税を選択している青色申告者Aの昭和52年分の所得などの状況は次の通りである。

(1) 所得金額

不動産所得の金額	300,000円
事業所得の金額	4,500,000円
雑所得の金額	400,000円

なほ、青色申告の特典は、青色申告控除を除き、上記の所得の金額に折り込み済みである。

(2) 事業主報酬年額 3,600,000円

なほ、これから源泉徴収した所得税額は、186,270円である。

(3) 所得控除額の合計額は、1,023,000円である。

計 算

(1) みなし法人所得額
 (不動産所得)(事業所得)(事業主報酬)
 300,000円+4,500,000円-3,600,000円
 = 1,200,000円

(2) みなし法人所得税額
 (みなし法人所得額)(税率)
 1,200,000円 × 23.9%=286,800円

(3) 個人課税所得額

① 配当所得

$$\begin{aligned} & \text{(みなし法人所得額)} \begin{pmatrix} \text{配当所得と} \\ \text{する割合} \end{pmatrix} \\ & 1,200,000 \text{円} \times 72\% \\ & = 864,000 \text{円} \end{aligned}$$

② 給与所得

$$\begin{aligned} & \text{(事業主報酬額)} \text{(給与所得控除額)} \\ & 3,600,000 \text{円} - 1,170,000 \text{円} \\ & = 2,430,000 \text{円} \end{aligned}$$

③ 雑所得 400,000円

④ 総所得金額①+②+③ 3,694,000円

(4) 個人所得税額

① 課税総所得金額

$$\begin{aligned} & \text{(総所得金額)} \text{(所得控除額)} \\ & 3,694,000 \text{円} - 1,023,000 \text{円} = 2,671,000 \text{円} \end{aligned}$$

② 税額 (速算表により計算)

$$\begin{aligned} & \text{(課税総所得金額)} \text{(税率)} \text{(控除額)} \\ & 2,671,000 \text{円} \times 18\% - 120,000 \text{円} \\ & = 360,780 \text{円} \end{aligned}$$

算出税額 (配当所得金額) (配当割合)

$$\begin{aligned} & 360,780 \text{円} - (864,000 \text{円} \times 10\%) \\ & \text{(個人所得税額)} \\ & = 274,380 \text{円} \end{aligned}$$

(5) 所得税額

$$\begin{aligned} & \text{(みなし法人所得税額)} \text{(個人所得税額)} \\ & 286,800 \text{円} + 274,380 \text{円} \\ & \text{(所得税額)} \\ & = 561,180 \text{円} \end{aligned}$$

申告納税額は

$$\begin{aligned} & \text{(所得納税額)} \text{(源泉徴収税額)} \\ & 561,180 \text{円} - 186,270 \text{円} = 374,910 \text{円} \\ & \rightarrow 374,900 \text{円} \\ & \text{(百円未満の端数切捨て)} \end{aligned}$$

(参 考)

みなし法人課税を選択しない場合

(1) 総所得金額

$$\begin{aligned} & \text{(不動産所得)} \text{(事業所得)} \text{(雑所得)} \\ & 200,000 \text{円} + 4,500,000 \text{円} + 400,000 \text{円} \\ & = 5,100,000 \text{円} \end{aligned}$$

(注) 不動産所得の金額から青色申告控除額(10万円)を控除することとなる。

(2) 課税総所得金額
 (総所得金額) (所得控除額)
 $5,100,000円 - 1,023,000円 = 4,077,000円$

(3) 所得税額 (速算表により計算)
 (課税総所得金額) (税率) (控除額)
 $4,077,000円 \times 24\% - 330,000円$
 $= 648,480円 \rightarrow 648,400円$
 (百円未満の端数切捨て)

昭和53年度税正改正にて

その他として、

「みなし法人を選択した場合の課税の特例制度の適用期限を五年延長する」

第153回東京都医会代議員会に出席して

瀬戸岡 進

昭和53年3月16日行われた東京都医師会代議員定時総金は、渡辺会長の開会の挨拶ではじまった。

近く行われるであろう職域、地域、老人の3本立になる健保法改正の骨子と、54年度からの、28%租税特別措置法の改廃について言及され、我が医師会の前途のますますきびしきことを力説された。報告事項として、松永理事の庶務及び事業概況(昭和52年度)の報告は、会員数12,533名で前年比73名減とのこと、同年10月1日付にて田無市医師会及び東久留米医師会の承認、乳幼児の保健管理充実のため1才6ヶ月児健診計画、医事紛争等処理特別委員会に委任された件数38件内6件年度内解決し、未解決事件の内6件が訴訟にもちこまれ、それも含めて12件を日医に付託したとのこと、概略の説明がありました。議事の審議に入り、

第1号議案東京都医師共済部会規則の1部改正に関する件

第2号議案昭和52年度東京都医師会会費減免申請に関し事後承認を求むる件

第3号議案昭和53年度東京都医師会事業計画に関する件

第4号議案昭和53年度東京都医師会一般会計収入支出予算に関する件

第5号議案昭和53年度東京都医師会会費賦課徴収に関する件

第6号議案昭和53年度東京都医師会特別会計収入支出予算に関する件

第7号議案昭和53年度東京都医師会医事紛争等処理特別委員会会費及び地区医師会の拠出金の賦

課徴収に関する件。を全会一致で起立賛成しました。

1号議案改正の要点は第11条1ヶ年12,000円を24,000円と改め、2号議案減免申請者は老令会員(77才以上)422名、疾病者41名とのこと、3号議案として羽田副会長の説明として、都財政硬化により新規事業などの政策の推進は不可能であり、医療保険制度の抜本改正については、日医と協力すること。

本年10月に都医師会創立満30周年記念式典の挙行、又例年の如く、東京・ニューヨーク、カウンティ医師会との合同医学会議の開催、会員台帳の近代的整備、国が通知した先天性代謝異常検査、1才半健診事業の円滑な実施、保健医療における医師の主体性を堅持するため、医学的にも各種の問題点をかかえている医薬品の再評価について社保委員会に諮問、適正化を促進すること、23特別区国保発足時の各種覚書を実情に即し検討改正を行うこと、病院部と協力し東京都の地域災害、広域災害について調査、研究すること。又医療従事者退職金共済制度の育成に努めること等の事業計画の話があった。

第5号議案は都医師会費A会員年額26,400円、B会員年額13,200円、となり、第7号議案は医事紛争等処理特別委員会々費年額1,800円、有床診療所又は病院は1,800円+ベット1床につき、100円と改正。

予防接種事故対策拠出金の金額は100円に地区医師会所属のA会員数を乗じた金額を地区医師会より直接東京都医師会に納入するということでした。

6～9ヶ月乳児健診 各ブロック会の意見

東部地区会臨時総会の報告

日時 53年4月20日 P.M 7:30

場所 福生病院看護学院講堂

冒頭に執行部の方針について、会長自から説明し、これについて会員の質問、意見を聞いた上で執行部の方向を決めるために開催しました。

前回は、6・9月児の健康診査は西多摩では如何に在るべきかが検討され個人委託より集団方式がより能率的であり、問題発生もないと判断して現在の姿になってゐるのだが、発足間もなく、医師会館の隣接地が売りに出されることを耳に入れ、いよいよ買収可能の見通しがついた時点でその資金をどうするかと云うことになった。会員も御記憶のとおり臨時総会を開き、6・9月児健診を医師会事業とし、その収益を土地の新規購入に当てるため、健診に参加した会員に寄付をお願いしたところ承認され予想外に短期間で返済する事が出来た。

地区会の出席者は20名であったが、5名から従来の方式に対する批判があった。

① 医師会敷地の拡張、会館整備が完了した現在では6・9月児健診の収益を基金にすることは無目的に等しい。その様なことでは会員を説得する力がない。新しく方針を考え直す時期になってゐる。いつまでに、何のために、如何ほどの予算が必要か明確にすべきである。

② 原則として全員参加と云うが、専門外の会員のなかには自信がないとの理由で参加を渋る。どこまでも自由意志で参加すべきである。又強制的でないものを医師会事業とするには無理がある。

③ 6・9月児健診検討委員会をもうけ、参加者と不参加者を同数にして検討をつづけてほしい。

批判は大体以上の通りであったが、金のからむことであり結論の出ないまゝに散会になりそうであったが、最終的には会長の発言で決をとることになった。

西多摩の6・9月児健診は、個人委託か集団方式か、二者択一となったが全員挙手で集団方式と

なった。但しこれに付随する種々の問題は6・9月児健診検討委員会（仮称）で充分討議すると云う条件付きである。

西部地区ブロック会報告

53. 4. 18

6・9月問題についてブロック総会を持つ事になり、西多摩医師会より会長、副会長、総務部長、を迎え開かれた。参加した会員、20名。

会長よりそもそもの発端から、西多摩医師会で自治体側を説得して集団方式で医師会事業として、行う様になった経過について説明あり、一応目的を達した現在、今後を如何にす可きかは継続審議となつてをり、此の参考にする為各ブロックの意見が聞きたいと挨拶あり、質議に入った。

先ずK会員より此の問題に関して個人的に行つたアンケートの結果が発表された。50名中回答32名で、諮問4ヶ條。1. 従来通り行う。賛成9、反対16、判らない5。2. 従来通り行うが、資金は各ブロックに還元する。賛成14、反対10、判らない5。3. 個人で行う。賛成16、反対8、判らない6。4. 医師会に基金は必要か。賛成9、反対14、判らない9。

以上の様に個人で行うが意外に多かつたが、2は集団方法で強制されるよりは、希望するものに個人にやらせたらと云う考えを示し、必ずしも自分でやりたいと云う事ではない様だ。が個人の自由は尊重して貰いたいと云う意見が述べられた。2に対して個人でやるとして、何人参加するか恐らく現在の参加者より減るだろう。青梅では毎月100名、年間2,136名の受診者が居り、とてもさばき切れないのではないかと、集団方法でやらねば無理であろう。いや個人でやる様になれば受診者が減るのではないかと。都内では個人でやっているが、結構よい収入になると喜んでゐる人もゐる。等いろいろ意見が述べられた。更に従来通り行うのは賛成だが、手当の配分が問題あり、増額すべきだ。全部を個人に返し、寄附金については改めて考える可きだ。6・9月を公衆衛生部の仕事と

し、やるからには基金の問題とは別個にすべきだ。自分は自信がないので参加しなかったが、参加は強制す可きでなく、又誰でも参加すると云う事は、専門的に資格のある方々の仕事の妨害にならないか。此の健診には多分に整形外科的要素があり、必ずしも内科小児科、が専門とも云い切れないのではないか。今迄参加して来たが、健診表に個人の印を押すのはどうかと思う。医師会印を押す事も考えたが、参加した会員の仕事量を確認する為には必要。保健所で行はれる、3ヶ月、3才健診との関連を判っきりさす可きである。

いろいろと意見が述べられたが、要するに従来通り集団的に行うか、個人で行うかと云う事になると、前のアンケートの割には個人でやると云う意見は殆どなく、他所に比して貧弱な医師会館を、立派なものにす可きだ、と云う意見も出て、2が大勢を決めた様で、此の問題については、執行部で判っきりした目標を確立し、従来通り集団方式で行う。金の配分は今後の問題とする。但し、不参加者から前の様に寄附金を強要する事は止める。と云う事で一応結着がついた。

個人的に不満な点もあらうが、6・9ヶ月健診を従来通り医師会事業として集団的に継続して行う事に賛同し、強制はしないが大方の参加を希望し協力して行きたい。と云う事でした。

6-9ヶ月児健診について

南部地区

南部ブロックは表題について、4月19日に、高水会長を迎え、ブロック会員20名が参加して会を開いた。活発な意見の開陳と、討論の結果、次のように決した。

1. 従来の西多摩方式による健診を継続することに全員賛成する。
2. 健診手当は、ブロックに分配すること。それからさきの処理は、将来検討する。

猶お右の結論に達するまでに出された会員の意見の中から、いくつかをピックアップしてみると、「医師会の将来の事業資金として、従来通りに積立てておいてはどうか。」「健診のルーツより考えて、手当は参加会員に還元すべきだ。」「医師会は営利団体ではないから、用途の決まらない多額の金を積み立ておくべきでなく、ブロックに積み立

てておいて、必要な時に出すのが妥当である。」「健診不参加者の負担について再検討してはどうか。」等々。数多くの意見が出された。

理事会報告

4月7日

◎ 理事職務分掌と各種委員会の編成

会長「これより第1回目の理事会を始めます。皆様おいそがしいところを御苦勞様です。まず理事の職務分掌を各ブロック長と相談致しまして、お手元の表のように編成致しました。」

理事職務分掌表(上段○印は部長)								
会長 高水 武夫								
副会長 内山大			副会長 瀬戸岡進					
総務	福祉	経理	広報	保険	学術	公衆衛生	学校医	産業医
○箱崎	○中林	○江本	○川崎	○西村	○大橋	○松原	○福島	○速水
西村	百瀬	今川	松原	箱崎	蓮沼	箱崎	今川	福島
江本	宮川	福島	米山	川崎	西村	宮川	速水	土田
川崎	今川	百瀬	土田	宮川	大塚	大橋	百瀬	米山
今川	土田	松原		速水		中林	米山	江本
中林				蓮沼		大塚		

「次に各種委員会ですが、定数検討委員会と、会館環境整備委員会は、夫々の仕事を終えましたので消滅致しまして、税務研究委員会、事故対策委員会、学校医部委員会、地域医療対策委員会、学術部委員会、会報編集委員会等の各委員の人選を各ブロック長とも相談して、至急決めて頂きたいと思います。会報編集の方は、来月からの分で、今月までは前の委員の方がやっておられるので、来月分から発足します。地域対策委員会も都からの話で、宮川先生にお願いしてあるのですが、来年からは平日の夜間も東京都で始めるそうですので、その対策もありますので地域医療対策委員会の人選をお願いします。」

福島「先日会長より当初は学術部の部長をと言われたのですが、とても私に自信がないからと、お断りしたところ、会長も仕方がないから大橋先生と相談してみるという事になり、その代りに学校医と産業医には協力しましょうと申しておいた

ところ、今配られた表を見ますと、前には学校医の部長が今川先生になっていたところが、私と入れ代えられているので、これは私の方で非常に困るので、部長は辞退させて頂きたい。」

会長「大橋先生に学術部の部長をお願いしたのですが、大分固辞されていて、先日私が総合病院へ出掛けて行き、ぜひお引き受け頂きたいとお願いして、ようやく了承を得て来た訳で、学校医の方は長年の経験で福島先生が最適ではないかと思ひまして、このようにした訳で、今川先生にも、福島先生を援助して仲良くやって頂きたい。」

福島「経験の有無よりも、新しい人が立場を変えてやらないと、これからの学校医の仕事は進まないと思うのでやはり辞退させて頂きます。」

「以前から部長をしてやっておられるのだから、今度も部長としてやってもらうのが誰れがみても順当ではないでしょうか」

「この問題は学校医部の中で、会長をまじえて相談して頂くようにしましょう」

◎ 地域医療対策委員会と救急医療について

「地域医療対策委員会についてですが、この中で救急医療を取り上げるという事になっていますが、出来れば救急医療をセパレートした方が議論がごっちゃにならなくてよいのではないのでしょうか」

会長「都へ出す救急医療担当理事は前の通り、宮川先生にお願いしてよろしいでしょうか」

「準夜の問題もありますので、これからは救急医療全般にわたって検討する方がよいのではないのでしょうか」

「公衆衛生の方から見た救急医療、地域対策の方からみた救急医療という風に別々の見方から救急医療という問題が出てくるので、一つ別個の委員会を作ったらどうでしょうか」

「都の方でも救急医療と、地域医療対策とは、分かれているようです」

会長「では救急医療委員会を作りましょうか」

賛成多数

会長「では宮川先生を中心にして作って頂くとしましょう。それでこれまでの地域医療対策委員会は残す訳ですから、仕事の内容を考えておかねばなりませんか」

「その内容については、後日具体的に総務会あ

たりで検討してもらったらいかがでしょう」

賛成多数

◎ 6・9ヶ月乳児健診について

会長「それでは総会で問題になりました6・9ヶ月乳検についてですが、どう致しましょう。」

1つは、アンケートを出す方法

2つは、対策委員会を作るか、いろいろな意見をもっている人に集まってもらって、話し合いをして決めてもらうか、ですが」

「早急にアンケートを記名にして集め、それによって意見を大きく三つ位に分け、夫々5名づつ位集まって話し合いをして結論を出したらどうでしょうか」

「総会で問題になったのは、まずお金の問題、もう一つは、本来は個人委託のものを医師会でやってしまっているという問題だったと思います。しかし、現実には4月の分も、もう行われているし、5、6月も行われる予定が組んであるのだから、この二点の問題を検討しながら、この事業を継続して行く方がよいのではないのでしょうか。前回の理事会でも継続して行きたいという大勢だったから、多少不備のある点は補修して、継続して行く方が合理的で、アンケートは一見、合理的であるようですが、意見百出で結論は出にくいのではないのでしょうか、継続するという事を前提として論議したらどうでしょうか」

「総会では継続審議という事で納得した訳で、このまま事業を継続して行くのだという線を出してしまうと、理事会の暴走という感じをもってしまおうと思います。」

「福生の集まりでは、関係の深い小児科を扱っている先生達が、このままの方がよいでしょうという意見であり、他科の者達もそれではという風に一応まとまった感じがあったのですが」

「羽村では、我々の権利だから個人に戻すべきだという意見もあったのですが、個人医療機関に戻すと、今迄よりかえて受診率が低下するのではないかという感じがありますね」

「秋川では、金の問題を改善してこのまま継続しようではないかという意見でした。」

「熊川の先生の中で、積立金の内容をはっきりさせようという意見があった。」

会長「とりあえずアンケートを早急にとるよう

にしましょう。アンケートの内容も問題でしょうね。いろいろな項目を決めねばなりません、

「現実にも今も続いているものを急に切り換えて、他の方法をとる事が出来るかどうか、変るものとしても1年位の裕余期間が必要になるのではないのでしょうか、そういう事も考えてアンケートの項目を考えねばならないと思います」

「アンケートの多数決の意見をとるか、或いは、理事会の方針を示して理事会ではこうしたいんだという問題の作り方で協力をこう方法と二つあると思うんですが、

「細かい点は総務で相談したら」

「お金の問題は一応凍結するという事にしたらと考えます。特に目的がまだ具体化していない現実ですから、将来目的通りにならなかったら参加者に配分して返すとすれば、

「ブロック各で検討したらどうでしょう」

「アンケートの方法もよいが、各ブロックで総会を開いて、ブロック長がその結論を出して持って来て下さるようにしましょう」

賛成多数

「会長も出席して頂いてよく説明してくれませんか」

会長「出席しましょう」

「その際、医師への報酬や事務員への手当の増額についての手土産はあるのでしょうか、大体の

アウトラインを決めておいてもらわなければならぬと思います」

「事務員の手当については地区によって違っており、青梅では現実に値上げの請求が出されています。他の地区でもお茶菓子代とか、会場使用料を必要とする所もあり、又手当も市の職員と、パートの場合とで違う状況ですので、これはよく検討する必要がありますでしょう。」

◎ 公衆衛生部より

「都医師会の公衆衛生部で、これまでありました予防接種の手引というのを新しく作り直して、近日中にもってくる事になっております。これには接種項目各に1枚になっていて、表は最低の法的知識と接種上の注意が書いてあり、裏には母親から質問されても答える事が出来る程度の資料がのっており、これだけは最低の知識ですので、行く前にはぜひ一度お読みになって、更にバラバラに出来るようになっておりますから、必要なその一枚を接種場にもって行って頂けたらいろいろな面で好都合ではないかと思えます。」

◎ その他の決定事項

労災の評議委員に速水先生を、

都医共済会の予備代議員に百瀬先生を決める。

次回理事会4月24日 PM7:30とする。

毎月7日に行っている役員協議会は継続する。

以上

文芸欄

夜の福生昔ばなし

池田 聖

正直なところ、夜の福生なんて、先生が想像している程そんなに面白いもんぢあないんですよ。

大体、基地の町のバーなんてのは、ドリンク制とか云って、他の盛り場がないシステムがあって、女の子が飲んだ分が、その子の収入になるんですから。30何年飲んでた私も、こんなシステムは福生へ来て初めてですだからね。まあ悪く云えば、女の子にたかられるんですな。「ねえ!! 私にもう一杯下さらない?」なんてね。鼻の下を長くして「いいよ。いいよ。好きなだけ飲みなさい」とでも云ったら最後、一杯千円とか2千円のドリン

クが忽ち2、3人にたかられて、本人がビール2本位飲んでるうちに、何万円かになってしまうんですよ。先生なんか高額所得者だから平気でしょうが、考えてみれば馬鹿な話ですな。

え? 面白いバーですって? 私なんぞ、20年近く住んでいて、百軒近くあるバーを知らない所がない位飲み歩きましたが、推薦出来る店なんてありませんね。いや、かくしてなんかいませんよ。本当ですよ。昔ですか? そうですね。昔の方が少しはよかったかも知れませんね。今は不況ですからね。ミミチックなっちゃって、つまらんです

よ。

× × ×

福生の赤線と云われるバー街の場末に、Sと云うバーがありました。

入ると全く薄暗くて、2、3分して目が馴れないと、中に何人、人が居るのか分からない位です。

「あら、先生おひとり？」

「なあーんだ、君の店か？」

「なあーんだはないでしょ。この間風邪で先生ン所へ行ったとき云った筈よ。ここでやってるからお暇の時って」

「そうだったかな。そう云えば云われたような気がする」

「ひどいわねえ。こんなお婆さんが云ったことなんか、すぐ忘れちゃうんでしょ。何、お飲みになるの」「ビールでいい」

「先生、こちらM子さん。美人でしょ。ごひいきにね」

「あら、あたし先生知ってるワ。先生あたし覚えてる？ 去年の夏お世話になったわ」

「さあ？ 患者さんの顔を忘れるようちあ医者もそろそろおしまいだって云うけどね。近頃記憶力が悪くなってね。然し弁解するようだけど、こういう所の患者さんは昼と夜との顔が一致しないんだ」

「化け物だって云いたいんでしょ。でも忘れられても無理ないわね。あたし先生ン所に1回だけオロシに行っただけなんだから。だけど先生、顔を忘れてもあそこを見れば思い出すんぢあない？ あゝ貴女でしたか、なんて。アハハハハ」

近くに居た2、3人の女の子も声を出して笑った。こういうことを云われると、つくづく婦人科医になんかならんぢあなかったと思う。いつの間にか話題が下品になってしまうのはやり切れない。

「先生だから白状するけど、あたし子供が1人居るのよ。3ツになるの」

「へえ？ 旦那が家で子守りってわけか」

「旦那なんか居たら、こんな所に勤めないわよ」

「まさか相手の分らない子というんぢあないだらうな」

「馬鹿云わないで。子供を産んだら、同棲していた男が蒸発しちゃったのよ。正式に結婚してりゃよかったんだけどね」

「3ツの子が1人で留守番は出来ないだろう？」

「そうよ。1人で留守番してるわ。ただどお店に出て来る時が一番辛くて……」

「こんな夜中に起きてるわけがないから、今頃は寝てるんだらう？」

「多分ね。寝かしつけて来るんだけど、子供って母親がいなくなるのが分るのね。音がしないように、そーっと出る途中目を覚まして、『お母ちゃん、どこへ行くの』って云うのよ」

「うーん、その辛さは分るな」

「やっと寝て、やれやれって出て来るけど、初めのうちはお店に居ても気になってね。起きて泣いているんぢあないかと思って……」

「可愛そうぢあないか。今は心配しないのか」

「もう馴れっこになっちゃってね。気になる時は酔っちゃうの。小さい子をかかえて働ける所って、こういう所しかないもんね」

私には、その子が今頃、おしっこしに起きて泣いているような気がして、その晩はいくら飲んで酔えませんでした。

× × ×

先生も身につまされましたか。まあぐっと一杯やって下さい。そんなホステスは当時、2、3人はいたようですな。しんみりした話のついでに、肝硬変で死んだ娘の話も聞いて下さい。年寄り夫妻がやっていたスナックに1人で働いていた27、8才位の女でした。焼酎が好きで、その店に行く度にその子に焼酎をおごられました。色のついた水なんか、ねだられるより、飲ませ甲斐がありましたよ。何しろコップで焼酎をグイグイやるんですからね。

或日その子が私の所へ診察に来て「先生、お腹がこんなに膨れちゃって」と云うんです。生理は毎月あると云うし、妊娠8カ月位のお腹をしているんです。心音は聴こえず、妊娠ではないとすぐ分り、「これはお腹の中に水がたまっているんだから、大きな病院へ行って水をとって貰わなければ駄目だ」と云ってやったんです。彼女は焼酎を飲む時は、全く何も食べずに飲んでいたので、肝硬変の為に腹水がたまったんですな。いい子だったんですが、惜しいことをしました。何しろチップをやると、そのお金で焼酎を飲んちゃう位でしたし、大聖病院に入院している時でも、

夜そっと脱け出して、赤提灯へ行って飲んでいたというんですから、たまったもんちありません。然し好きな酒を飲んで死んだんですから、本望かも知れませんな。

それからPというバーに唾のホステスが居たのをご存知ですか？ 客におせじを云ったりして働くホステスが、何もしゃべれないで商売が勤まるかと思うでしょう。ところが違うんですな。彼女は手まねで相手に色々伝えていて、却って口がきける子よりも稼いでいましたね。手まねで知らせ合うというのは、場合によっては何となく色気が出ましてね。変なことを云っても怒って云い返すなんてこともないから、酔ってからかうには、もってこいなんです。それに、しゃべれないと、自分の意志を伝えようとして顔の表情も豊かになり、目がものを云うようになって、そこにまた魅力が生れてくるというわけなんです。

それからRという地下のスナックにYというホステスが居たのは、先生もご存知でしょう。

南部ではK先生、西部ではN先生、東部ではU先生などがよく通われましたね。この店のYという子は、U先生にそれこそゾクコン惚れ込んでしまって、U先生と一緒に時の彼女のはしゃぎようは普通ぢあなかったですな。その先生に自作の詩を作ったりして、私も見せてもらいましたが、全く恋文みたいなものだったんです。U先生はご承

知のように、話がお上手ですから、彼女とのやりとりは全く慢才みたいで、こっちは聞いているだけで楽しませてもらった位です。

それがどういう風の吹き廻しか、或はU先生が袖にしたのか、プツリとU先生のことを云わなくなったと思ったら、今度は私に矢を向けて来たんです。冗談ぢありませんよ。今まで私1人でその店へ行くと「U先生は？」と云って、つまらなそうにしていたのに、今更私が代用品とは、と腹が立ちましたよ。私だって男のプライドがありますからね。

その時私をさそったと思われる言葉が凄いですよ。何て云ったと思います？「わたし、1週に1回あれをしないと気が狂いそうになるのよ」というんです。え？ 驚いたでしょう。勿論私は無表情な顔で、すぐ話題をかえましたがね。それ以来、彼女はその店をやめて、今どこに居るか分かりません。本当ですよ。そんな疑いの目で見られちゃ嫌だなあ。

それからU先生の名誉の為にも、この際ははっきりしておきますが、U先生も私も、彼女とは特殊なつき合いは全くなかったことを断言します。は？ あった方が面白かったって？ 人をからかうもんちありませんよ。だんだん悪い酒になって来ましたね。ぢあ今度は先生の話を開かせて下さいよ…………。

談話室

気にならないように気になる話

松田 三樹雄

その1

「ほんとに恥ずかしかったわ。だって始めのうちブーツなんか履いているのは私だけなんですもの。皆さんイブニングドレスを着こんで素晴らしいネックレスやイヤリングをなさっているのよ」

「だからそんなパーティに出るなど言っただろ。だいいちイブニングドレスを着て電車に乗るには余程勇気があるからな。はるばる西多摩から出掛けていくのだからブーツ履きで仕方がないよ」

「だけどだんだん人が集まってきたら、中にぼつぼつブーツを履いた人がいたのでほっとしたわ」

「それはそうだろう、三多摩から出掛けるとするとマイカーか電車で行くしかないからね。往復二万円のハイヤー代を払って出席するほどのパーティではなさそうだし。ところで沢山来たかい？」

「それがパーティの始まる頃になったらすぐ混んできて、五百人以上いらしたのじゃないかしら。始め私達控室の方にいたのだけれどパーティ会場の扉が開かれると、どっとテーブルに向かって殺到したわ、まごまごしていると後から押し倒されそうになるの」

「ふうん、ラッシュアワーの国電なみだね」

「それからテーブルの陣どりごっことお料理の取り合いが始まったわ。早くテーブルについた人は雷が鳴ってもその場所を動くまいとするし、おくれた方は間をかきわけて割り込もうとするし、それは大変だったわ。司会をつとめたタレントのAさんなんか舞台の上で暫し唾然としていたわ」

「主催者側の方でそんなに大ぜい出席するとは思わず、用意したテーブルが少なかつたのだろう」

「そうらしいわ。けどあの混雑でしょう、折角のイブニングドレスにソースをこぼされたり果物の汁をつけられたりした人が沢山いたわ。矢張りあのような席には余りいい物を着ていかない方がいいのかしら——」

因に当夜の催しは、ある医事関連業社が医師、歯科医師の家族を招待したパーティでありました。

いやはや、気にならないようで気になる話でございました。

その2

旧友のYから久しぶりに電話があった。

「ところで君のところでは息子さんの受験はまだかい」

「うん、来年だが今から頭が痛いよ。それより君の方はどうなんだい？」

「今年だったんだが、まあなんとかK医大に入学できたよ、いろいろ苦労はあったけれどね。苦労話はこんど会った時にゆっくり披露するよ。ところで突然でびっくりするかも知れないが、実は二年間ばかりアフリカに行ってくることにしたよ」

「えゝ？ 遊びにかい？」

「とんでもない、金を溜める為に砂漠の診療所で働いてくるのさ。君のところのように繁盛している医院ならいいが、僕のところのような都心の小っぼけな婦人科では食うには困らないというだけで、それ以上の余裕はないもの。今度、息子の医学部受験で親戚から多額の借金をしたので、この分を稼いでこなくちゃならないもの。五十近くになって今更、外人部隊の真似事なんかと忠告してくれる者もいるが、日本もそろそろ医師過剰時代を迎えるのだから、今から、はみだし者の一人や二人いてもいいだろうよ」受話器を通して聞えてくるYの声は卑下の言葉とうらはらに悲壮な決意がこめられているのが感じられた。

さてさて、男の子を二人もかゝえた父親にとって、気にならないようで気になる電話でございました。

第4回西医ゴルフ研修会

とき 53年3月21日(春分の日)
 ところ 立川国際C.C.(奥多摩コース)
 天気 くもり後小雨(微風)

まずは比較的恵まれた天気のもとで、ゲスト参加の内山夫人と大嶽夫人の2女性を交え、総勢16人が楽しい一日を過ごした。成績は別表のとおりで、前回の研修会でブービーメーカーだった平林先生が優勝。(ゴルフというものは、判らないもんですなァー)

氏名	アウト	イン	グロス	HCP	ネット	ランク	新HP	その他
平林	48	46	94	19	75	1	15	
宮地	42	42	84	8	76	2	7	ベストグロス パーディー(2)

川崎	54	44	98	20	78	3	19	
波田野	49	47	96	18	78	4		パーディー(1)
江本	47	41	88	8	80	5		パーディー(1)
内山	44	48	92	12	80	6		
中村	50	45	95	13	82	7		
今川	55	47	102	20	82	8		
堤	52	49	101	18	83	9		
鈴木	57	51	108	20	88	10		
杉本	56	54	110	22	88	11		
高水	55	54	109	20	89	12		
大嶽	56	55	111	22	89	13		
大河原	64	53	117	24	93	14		パーディー(1)

- 定時総会報告
- 銘柄別薬価基準の実施に伴う使用薬剤名の記載方法について
- 薬価基準の一部改正等について
- 労災診療質暫定料金表（東京分）
- ポスター（健康増進時代）
- 非公害医療機関に対する事務取扱手数料の改訂について
- 診療報酬請求書の提出について
- 生保の死亡診断書料の改訂について

あ と が き

多くの花見客を集めた羽村堰の櫻の花も散り始めた。春風に乗って白い花びらの乱舞はまさに華麗ともいえる。

久し振りに都心の盛り場に出た。行き交う人達は忙しげだし、賑はしく飾りたてた商店街も今迄どうりに混雑し活気に満ちており、そこには不況の影は微塵も感じられなかった。或る大手の会社に勤めている患者が、「勤務調整で私達が出勤するのは1ヶ月にたった10日間ですよ。働けないことがこんなに苦痛だとは知りませんでした」としみじみ語った。倒産で一家心中の痛ましい新聞記事も特に今では珍しいことでは無くなった。

新設された数多くの医大の幾つかから新医師が生れて来たが、年毎に確実に医師は急増し将来は巷にあふれて勤務医になり度くてもなれず、さりとて開業もならず医師浪人が多数でて来るのではあるまいか。気がかりな事である。

× × ×

イヤーになる程、長い時間がかかった総会。国会で野党がやったあの牛歩戦術を思わせる選挙風景に私の腹はグルグルと鳴りだし、気持はいらいらし、一ぱい飲みたいなあ。遂には何で飲まずにおれようか、と不届な気持になったものである。

ともあれ総会は無事に終り高水会長以下、新役員が決まった。広報部も川崎先生が新部長に就任されて、松原、土田、堤が残り他は全部新人であり今までにないフリッシーな空気が広報部に吹きこまれるであろう。

税制問題、その他様々な難問をかかえ、加うるに国民に医師不信をあほり医師と国民との離間を

意図するが如き悪意に満ちたマスコミの攻げきが続けている。医師会員は結集してこれに対処しなければならない。それには会員各自の真摯な医療への取り組みと会員同士の和が絶対に必要であると会長は例の如く和を強調された。会員間の和の一翼を担う会報の責任は重大であると思う。

× × ×

新部長の川崎先生はかつては「咬みつき屋のケンちゃん」で勇名を西多摩医会にとどろかせた方だ。だが今はいささか齢をめされたせいかわる境に入れ今日では専ら「歌キチ、下手のゴルフキチ、超スタミナ男」等の異名を奉られておられる。相当なこり性、情熱的な方とお見うけする。

会報への情熱が余りにも過熱し我々編集員に「あれもよかろう。これはどうか」とせっかちに注文を出され部長に我々が振り廻されるのではないかと若干、心配するのである。第一私達のスタミナが持ちません。

× × ×

会報に談話室なるスペースを設けてあります。言葉の響がどうも「官房長官談話」などを連想し固いイメージを与えますが、実は我々会員のだべりのコーナーです。喫茶店でコーヒーをすすり、或はスタンドバーでビールを傾けながらマスコミのやり口に憤激し、或は請求書の無暴な削り方に不快を語り、或は趣味の自慢から、遊びでの嘘とも真実ともつかぬ手柄話を得々と語る、そう云う雰囲気のものなのです。我々の心にあるモヤモヤから喜びなど言い度いことを自由に話しお互いに気持の交流をして戴き度いのです。

何でもござれの間口の広いコーナーです。

是非、気軽に利用して戴き度いものと編集部では願っています。 (堤)

昭和 53 年 5 月 1 日発行

発行所 西多摩医師会

東京都青梅市西分 3-103

TEL (0428) 23-2171 (代)

会報編集委員 川崎健一郎

土田 守一 堤 次雄 植田 稔

松原 貞一 桂木 真 足立 卓三

米山 秀雄 堀田 洋夫 道又 正達

くらしの知恵と情報を

ホームバンクの埼玉銀行



埼玉銀行

青梅支店 (TEL.0428-22-1101) 福生支店 (TEL.0425-51-1021)
東青梅支店 (TEL.0428-22-2121) 村山支店 (TEL.0425-61-1211)
奥多摩支店 (TEL.04288-3-2515) 五日市支店 (TEL.0425-95-1311)

誠意と迅速を旨として

地元で誕生した公認臨床検査センター
先生方の検査室として御利用下さい。

東京都衛医、医第52号

西東京医学研究所

青梅市千ヶ瀬4-374-1

TEL 0428(23) 3573